

# 一斉改選 2

## ～推薦・諸要件～

平成 25 年 12 月に控える、3 年に 1 度の「一斉改選」。あらためて一斉改選における推薦の流れや諸要件などについて見ていきましょう。

### 1 推薦要件

民生委員の推薦にかかる諸要件は、厚生労働省から示される「定数基準」や「選任要領」に基づき、各都道府県・指定都市・中核市が、それぞれ管内の実状に即した定数配置や年齢要件等を定めています。

この通知は、あくまで（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく）技術的助言として示されているもので、一定の弾力的運営が可能なおから、各都道府県・指定都市・中核市で年齢要件が異なることもあります。県内（千葉市を除く）では、県が所管する 51 市町村と、中核市である船橋市や柏市の諸要件は、P 9「推薦要件」のとおりです。

中核市は、人口 30 万人以上の市で、政令指定都市に準じる事務権限が委譲されている。民生委員の推薦手続きも、国の選任要領等を参考に、中核市で要件等を設定することができ、厚生労働大臣への推薦も中核市長が行う。

### 2 市町村の推薦手続き

各市町村では、県から示される諸要件と右記スケジュール（参考例）に基づき、「①定数配置希望調査」、「②単位民児協の区域調査」、「③委員の推薦」を行っていくことになります。

「①定数配置希望調査」は、（P 9 掲載の）定数基準をもとに、各区域の諸条件（人口・面積・地理的条件・世帯構成等）を勘案し、住民への適切な支援が行えるようにあらためて実情に即した定数を設定し、県へ希望数として提出します。➡

「②単位民児協の区域調査」は、単位民児協の定数変更や境界変更を行うための調査で、複数の単位民児協を持つ市がその対象となります。例えば、大幅な人口増減により地区民児協の運営に支障をきたさないように新設・統廃合する場合や、行政区や地区社協と活動範囲をあわせることで活動に齟齬をきたさないように希望する際などが考えられます。

「③委員の推薦」は、（P 9 掲載の）年齢要件や諸要件に適した人選を行うために、民生委員法第 5 条で規定される「民生委員推薦会」を設置し、管内推薦候補者の審議を行います。

この推薦会の前段階において、市町村によっては「民生委員推薦準備会」を任意で設置しているところもあります。これは、管内が広域に渡り、候補者の適否を判断することが難しいため、よりその地域

（推薦スケジュール・参考例）

平成 25 年  
3 月初旬

#### 推薦等スケジュールを通知

（厚生労働省→都道府県・指定都市・中核市）

都道府県・指定都市・中核市に、平成 25 年の一斉改選に向けた推薦等事務スケジュールを通知。定数基準や選任要領等については、前回改選時のものから変更はない。

選任要領等は、厚生労働省 HP「厚生労働省法令等データベースサービス」で閲覧可能。URL と名称は下記参照。  
(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>)  
「民生委員・児童委員の選任について」、「主任児童委員選任要領の一部改正について」、「民生委員・児童委員の定数基準の一部改正について」（平成 22 年 2 月 23 日付け）／『「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について』（平成 22 年 10 月 7 日付け）

3 月  
4 月

#### 管内の各種要件を設定

（県→市町村、中核市→町会・自治会等）

厚生労働省の示す選任要件を踏まえ、県と中核市では、それぞれ管内の諸要件や事務スケジュールを設定する。

県は、4 月に 51 市町村行政の担当者（千葉市・中核市を除く）を集め、本文中①～③に関する説明会を開催する予定。

また、中核市である船橋市や柏市では、2 月頃から、推薦基盤となる町会・自治会などへの一斉改選事務の説明会や協力依頼を行う一方、再任者の取りまとめ作業を行う予定。